



セーフティ ドライバーズ インフォメーション
Safety Drivers 情報

富山県警察本部交通企画課
 (076)441-2211

道路交通法一部改正
 12月1日から施行

「ながら運転」を厳罰化!

「ながら運転」による交通事故が増加傾向にあることから、運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用する「ながら運転」の罰則が強化されます。

1 反則金と違反点数を大幅に引き上げ!

約3倍

反則行為	改正前		改正後	
	反則金	違反点数	反則金	違反点数
携帯電話使用等 (交通の危険)	大型車	1万2千円	非反則行為となり、 すべて罰則を適用 	6点 免許停止
	普通車	9千円		
	二輪車	7千円		
	原付車	6千円		
携帯電話使用等 (保持)	大型車	7千円	大型車	2万5千円
	普通車	6千円	普通車	1万8千円
	二輪車	6千円	二輪車	1万5千円
	原付車	5千円	原付車	1万2千円

2 「携帯電話使用等」の罰則を強化!

- ① 携帯電話等の使用によって交通事故などの「交通の危険を生じさせた」場合は、反則金は適用されず、**すべて罰則（懲役や罰金）が適用**されます。



携帯電話使用等
(交通の危険)
 ※交通事故を起こすと...

改正前
3月以下の懲役又は**5**万円以下の罰金

改正後
1年以下の懲役又は**30**万円以下の罰金

- ② 携帯電話等を使用し、交通の危険（交通事故など）を生じさせなかった場合でも、反則金を納付しないときには**懲役刑が適用される可能性**があります
 ※ただし、所定の反則金を納付した場合は、罰則を適用されることはありません。



携帯電話使用等
(保持)
 ※反則金納付しないと...

改正前
5万円以下の罰金

改正後
6月以下の懲役又は**10**万円以下の罰金

3 運転免許の効力の仮停止の対象に追加!

携帯電話使用等（交通の危険）の違反をし、交通事故を起こして人を死傷させた場合、免許の仮停止の対象となります。

※運転免許の仮停止とは、悪質で危険な運転行為をした場合、即座に運転免許を停止できるものです。



厳罰化される「ながら運転」とは…

1 携帯電話などを手に持って通話



- 手に持たなければ送受信できない無線通話装置が該当し、トランシーバーなどを含む。

2 携帯電話などを手に持って画面を注視



- タブレット端末や携帯型ゲーム機などを含む。

3 カーナビやカーテレビなどの画面を注視

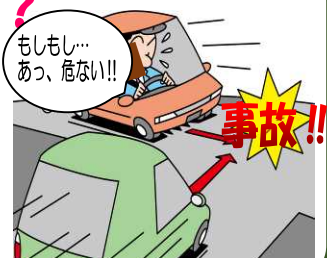


- 車載装置に限らず、車内に固定した携帯電話などの画像表示用装置を含む。
※画面の注視は禁止行為ですが、罰則等の適用は、交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合に限る。

「交通の危険」と「保持」の違いとは…

「交通の危険」とは？

携帯電話等の使用により交通事故を起こしたり、道路交通に具体的な危険を生じさせた場合をいいます。



「保持」とは？

運転中に携帯電話やスマートフォンを手に持って、通話や画像を注視したり、カーナビ等の画面を注視する行為をいいます。



携帯電話やスマートフォンは、安全な場所に停止して使用しましょう!

